

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

医療制度改革関連法 後期高齢者の医療費自己負担増について

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料 厚生労働省「参考資料（後期高齢者の窓口負担割合の在り方について）」

資料No.20210707-1136(1)-2

本資料は、2021年6月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Check POINT

2021年6月4日 第204通常国会にて

「医療制度改革関連法」

（一定の所得がある75歳以上の医療費自己負担割合を2割に引き上げ）

が成立しました。

- 対象者は単身世帯で年収200万円以上または複数世帯で年収合計が320万円以上で、課税所得が最大の方の課税所得額が28万円以上の場合です。（約370万人）
- 施行日は2022年度後半のうちいずれかの月からとされており、現時点では確定していません。
- 施行から3年間は負担増の影響が大きい外来患者に対して、配慮措置が導入されます。

■ 2021年6月4日に一定の所得がある後期高齢者の医療費自己負担割合が1割から2割に引き上げられる医療制度改革関連法案が可決・成立しました。

医療費窓口負担の概略

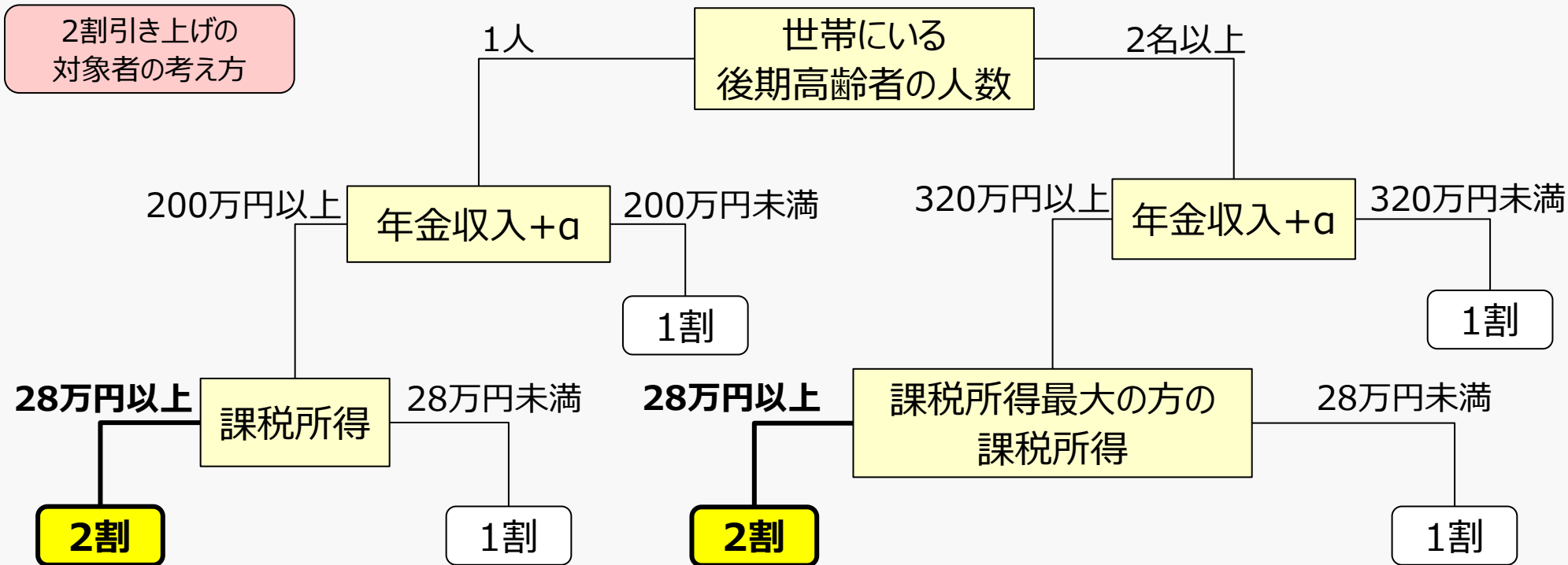
年収 (単身世帯の場合)	200万円	383万円 (現役並みの所得の方)
75歳以上	1割負担	1割から2割へ (約370万人) 3割負担
74歳～70歳	2割負担	
70歳未満 (未就学児を除く)	3割負担	

75歳以上被保険者
全体の約7%

今回対象となるのは、
年収が200万以上383万円以下の方
に限られます。

75歳以上の被保険者の全体では、約20%の
方が該当すると言われており、約370万人の方
が1割から2割負担に引き上げられます

■ 対象者は単身世帯で年収200万円以上または複数世帯で年収合計が320万円以上で、課税所得が最大の方の課税所得額が28万円以上の場合です。



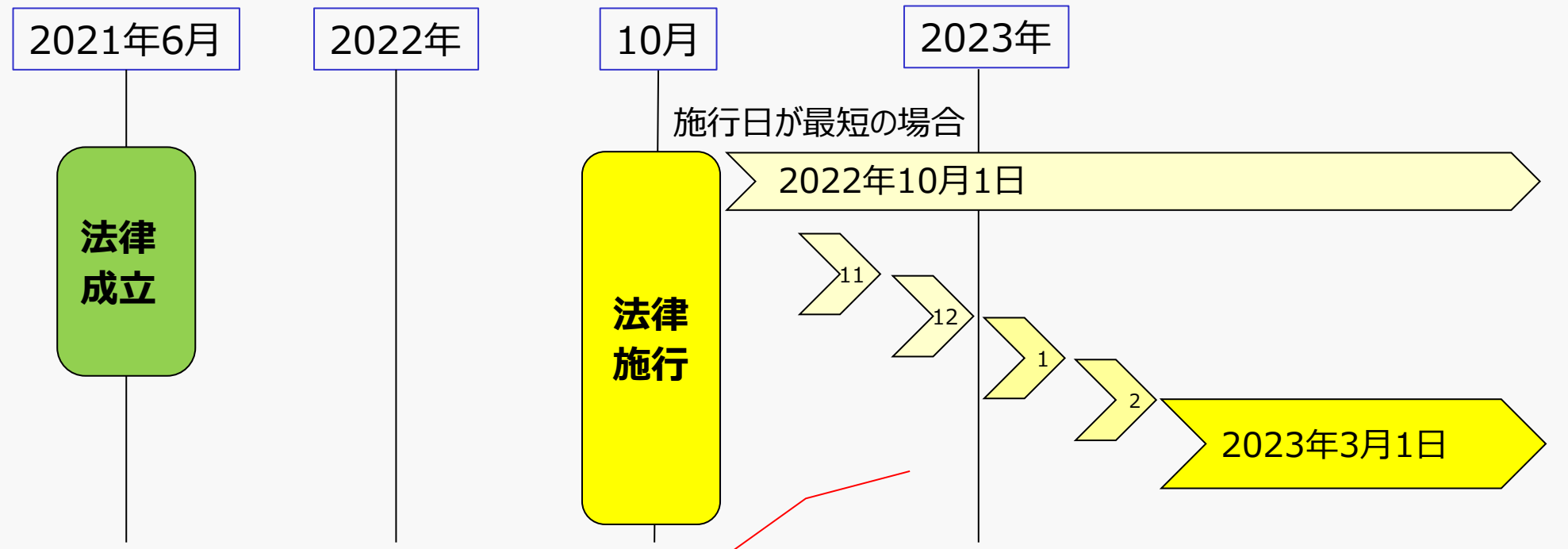
課税所得とは…
 給与所得（年金所得等）の金額から**公的年金等控除、所得控除額**を差し引いて課税所得金額を算出します。65歳以上で公的年金等の収入金額が330万円未満の方の公的年金等控除額は、110万円です。所得控除には扶養控除など15種類あります。

所得控除の種類				
雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除
地震保険料控除	寄附金控除	障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除
勤労学生控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除

本資料は、2021年6月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

法律施行日

■ 施行日は2022年度後半のうちいずれかの月からとされており、現時点では確定していません。



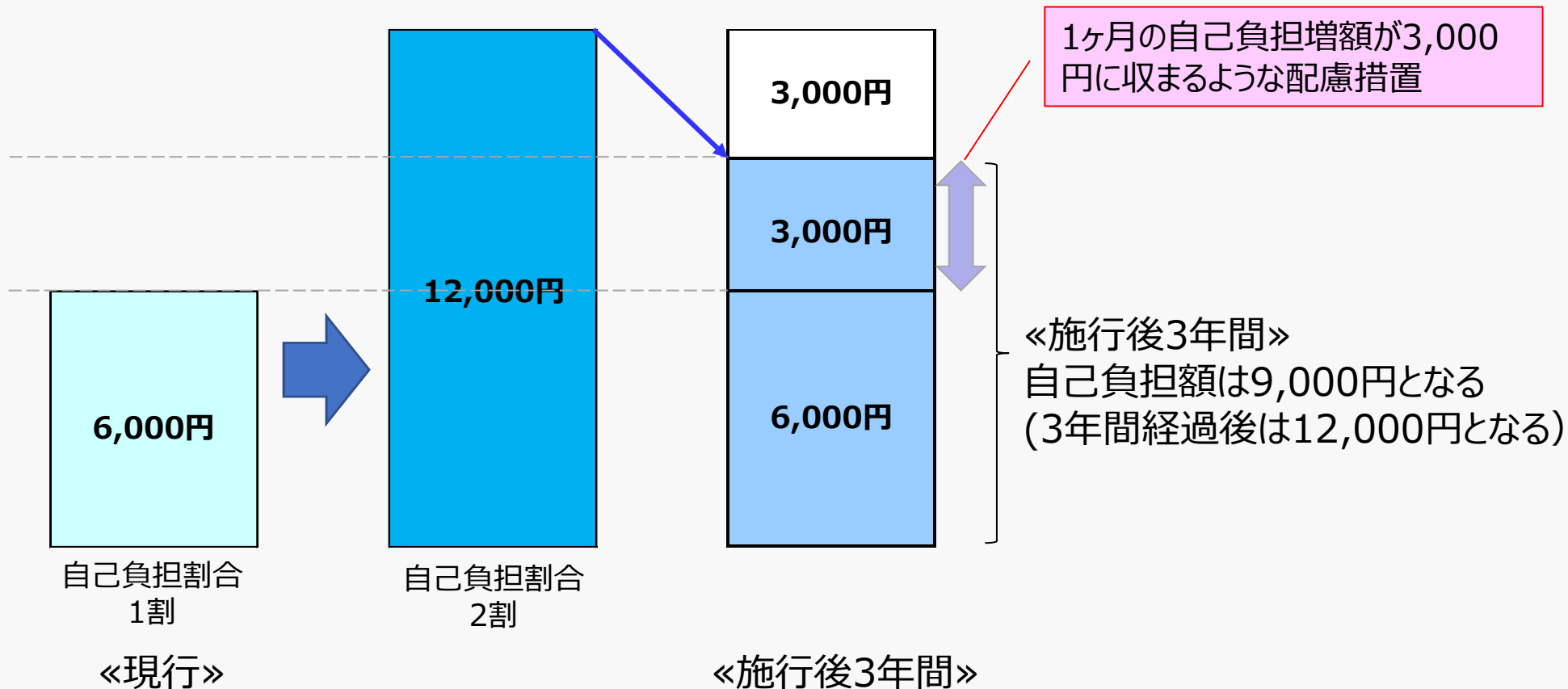
施行のタイミングは最短2022年10月から開始することになっていますが、その時の情勢や準備状況を加味した上で、2023年3月までの6か月間の最適なタイミングに施行することになっています。

経済財政運営と改革の基本方針2021を参考に日医工MPSグループにて編集

本資料は、2021年6月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

■ 施行から3年間は負担増の影響が大きい外来患者に対して、配慮措置が導入されます。

【配慮措置の例(現行で外来の自己負担額が6,000円の方の場合)】



★外来の負担が高額になる場合は、高額療養費制度が適用される場合もあります。

【高額療養費制度(70歳以上の場合)】

区分	1か月あたりの負担上限額		多数回該当 (4か月目から)
	外来+入院 (世帯ごと)		
	外来 (個人ごと)		
年収約1160万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000)×1%		140,100円
年収約770万円以上	167,400円+(医療費総額-558,000)×1%		93,000円
年収約370万円以上	80,100円+(医療費総額-267,000)×1%		44,400円
年収約156万円以上 約370万円未満	18,000円 ※年間上限144,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税Ⅱ		24,600円	
住民税非課税Ⅰ (年金80万円以下など)	8,000円	15,000円	

高額療養費制度については別途解説資料をご用意しています！

日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>